

もしも交通事故等で 道路施設を損傷してしまったら

もし道路を壊したら？

交通事故等により道路の施設を壊した場合、路上に油を流出させたり障害物を残したりした場合、あるいは交通事故以外でも道路の損傷を発見した場合には、直ちに復旧作業を行いますので、下記出張所までご連絡をお願いします。



事故発生時の状況



修復後の状況

どこに何を連絡すればいいの？

○連絡先

- ・彦根維持出張所（彦根市外町78）
電話：0749-22-1140
- ・草津維持出張所（栗東市中沢二丁目12-30）
電話：077-562-0842
- ・堅田維持出張所（大津市本堅田4-15-3）
電話：077-572-1580

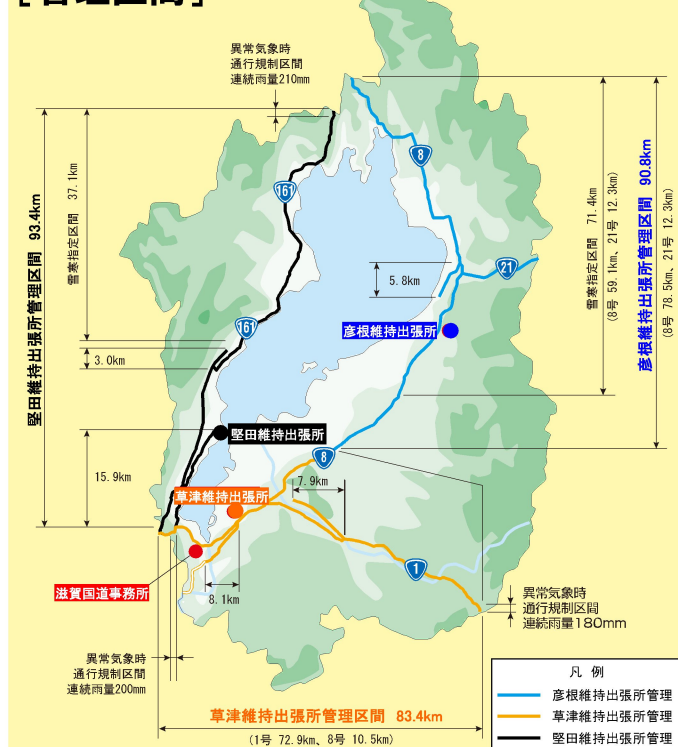
※1) 閉庁日及び夜間は滋賀国道事務所に自動転送されます

※2) 各出張所の管理区間は、右図をご参照下さい

○連絡していただきたい内容

- ・事故を起こした方(原因者)の氏名、連絡先
- ・事故を起こした場所、年月日、日時、車種
- ・事故の内容(何を壊したか)
- ・加入している任意保険の情報

[管理区間]



道路の復旧費は誰が払うの？

道路を損傷した場合は、原因者にその費用を負担していただきます。

(道路法58条(原因者負担金))

復旧工事は誰がするの？

復旧工事は原則として国が行います。損傷程度の判断や、復旧費用の見積もりについても国が行います。復旧工事施工から負担金額決定までは以下の通りです。



復旧費用の支払方法は？

復旧工事完了後、原因者に「費用負担命令書」と「納入告知書」(振込用紙)を送付しますので、納付期限内に最寄りの銀行や信用金庫、郵便局などでお支払いください。窓口での支払いのほかATMや、pay-easyでの振込も可能です。